

# 令和7年度上田市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針(概要)

## 目的

障害のある人の働く機会の確保と自立を促進するため、障害者優先調達推進法の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達を推進する。

## 適用範囲

本調達方針の適用範囲は、上田市の全ての所属・施設に適用する。

## 調達の対象となる障害者就労施設等

- (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等
- (2)障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
  - ① 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - ② 重度障害者多数雇用事業所
- (3)障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

## 調達の推進方法

- (1)調達推進方針の作成と調達目標の設定  
物品等調達推進方針を毎年度策定し、年度ごとに調達目標を設定する。
- (2)情報の収集・提供  
調達可能な物品等の情報を収集し、各所属等に対して情報の提供を行う。
- (3)随意契約の活用  
各所属等は、地方自治法施行令・市財務規則などに従い、随意契約を活用しながら調達の推進に努める。
- (4)就労施設等への配慮  
各所属等は、調達を行うときは、可能な範囲内で、障害者就労施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定等に努める。

## その他

- (1)補助金等交付団体及び指定管理者制度導入施設への取組  
上田市が補助金等を交付している団体及び指定管理者に対し、本方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達について協力を要請する。
- (2)公契約における障害者の就業を促進する措置  
公契約において、一般競争入札参加資格等を定めるに当たっては、法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する。

## 調達額

令和7年度目標額：**10,000,000円**（令和6年度の調達額：9,771,871円）

## 調達の対象品目

|    |             |                                                                                |
|----|-------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 物品 | 事務用品・書籍     | 筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など                                                       |
|    | 食料品・飲料      | パン、弁当、クッキー、お菓子類、野菜、お茶、ジュース など                                                  |
|    | 小物雑貨        | 衣服、装飾具、革小物、各種記念品、花苗 など                                                         |
|    | その他         | 机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、ブランター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品                       |
| 役務 | 印刷          | 計画書、ポスター、チラシ、報告書、申請書、冊子、名刺等の印刷 など                                              |
|    | クリーニング      | クリーニング、リネンサプライ など                                                              |
|    | 清掃、施設管理     | 清掃、除草作業、グラウンド、駐車場管理 など                                                         |
|    | 情報処理        | ホームページ作成、データ入力、テープ起こし など                                                       |
|    | 飲食店の経営      | カフェ、お弁当 など                                                                     |
|    | その他のサービス・役務 | 仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別等、文書集配業務、上記以外のサービス |

- (3)令和7年度の取組
  - ・ 障害者就労施設等からの物品の調達、役務の提供について、通知による依頼
  - ・ 必要物品の調査と清掃業務等の役務の提供の検討
  - ・ 受発注の機会を増やす仕組みを検討
  - ・ 補助金交付団体等に対して調達推進方針への理解と協力を要請
  - ・ 上田市役所庁内での定期販売への配慮と調整
  - ・ 庁舎内で不要となった電子機器（パソコン等）の無償引き渡しの配慮
  - ・ 農福連携は、関係課・関係機関における調整により継続と拡大